

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事130万円超、コンサル50万円超、物品80万円超、修繕50万円超、委託50万円超、賃貸借40万円超）

◎ 表の見方

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。
契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。
履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。
業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

番号	業種区分	種類	発注担当室	件名	場所	受注者名	契約日	変更契約日	契約金額 (変更の場合は変更後の契約金額) (税込)	履行期間(自)	履行期間(至)	工事等の概要 (変更の場合は、変更理由・変更概要)	随意契約理由 ・根拠法令(適用条項) ・具体的理由	備考 (単価契約の場合は、 単位・予定数量)
1	コンサル	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部最終処分場A区画ボーリング調査等業務委託	名張市 下比奈知 地内	国際航業株式会社 三重営業所	令和6年8月30日		5,830,000	令和6年8月30日	令和7年3月31日	伊賀南部最終処分場A区画のボーリング調査及び解析等業務 一式	・第2号 ・伊賀南部最終処分場A区画において、令和4年度に実施しましたA区画雨水排水実施設計業務の結果により、当初計画の埋立範囲と現状に乖離が生じていることが発覚したことから、令和5年度中に所管である三重県と施設の運用について協議を重ねてきました。 本年、7月時点において三重県との協議の結果、当初計画(施設設置届出)と現在の埋立範囲が異なることから、当初計画から埋立範囲外と想定される箇所のボーリング調査、またその埋立面積及び容積の調査を求められており、最終的に埋立完了整備に向けた実施計画の策定、設置届出書との乖離を是正した変更届出書の再提出までの業務を行う必要がでてきました。については過年度実施の雨水排水実施設計の結果をより詳細に調査することとなるため、業務にあっては当該施設の現況について熟知している必要があり、また施設の運用に係る県との協議にあっては、公正中立の立場により高度かつ適切に行う必要があるため。	
2	物品	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	灯油(4月分)の単価契約	伊賀市 奥鹿野 地内	三重交通商事株式会社	令和6年4月1日		104	令和6年4月1日	令和6年4月30日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失するため。	単価契約 (1L当たり)
3	物品	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	灯油(5月分)の単価契約	伊賀市 奥鹿野 地内	株式会社亀井商事	令和6年5月1日		104	令和6年5月1日	令和6年5月31日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失するため。	単価契約 (1L当たり)
4	物品	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	灯油(6月分)の単価契約	伊賀市 奥鹿野 地内	株式会社津崎燃料店	令和6年6月1日		102	令和6年6月1日	令和6年6月30日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失するため。	単価契約 (1L当たり)
5	物品	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	灯油(8月分)の単価契約	伊賀市 奥鹿野 地内	青山石油株式会社	令和6年8月1日		101	令和6年7月1日	令和6年7月31日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失するため。	単価契約 (1L当たり)
6	物品	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	灯油(9月分)の単価契約	伊賀市 奥鹿野 地内	藏東石油株式会社	令和6年9月1日		101	令和6年8月1日	令和6年8月31日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失するため。	単価契約 (1L当たり)
7	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部クリーンセンター1号竖煙道下部耐火物緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機グリーンテック株式会社	令和6年6月17日		1,881,000	令和6年6月17日	令和6年7月16日	1号竖煙道下部耐火物修繕 一式 ・耐火物修繕	・第2号、第5号 ・本修繕は、1号竖煙道下部の耐火物を修繕するもので、当該箇所は900℃以上の燃焼ガスに晒される煙道で、経年使用による老朽化が進み、下部にて耐火物の部分剥離、剥落が発生し、ごみ焼却処理に支障をきたしているため、早急に修繕を行う必要がある。 本修繕を実施するにあたっては、特殊な構造で構成されていることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
8	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部クリーンセンター2号炉耐火物緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機グリーンテック株式会社	令和6年7月23日		770,000	令和6年7月23日	令和6年8月21日	2号炉(2号溶融炉～2号二次燃焼室間)耐火物修繕 一式 ・耐火物修繕(4箇所)	・第2号、第5号 ・本修繕は、2号炉4箇所の耐火物を修繕するもので、当該箇所は800～1,300℃以上の高温ガスに晒される煙道で、経年使用による老朽化が進み、耐火物の部分剥離、剥落が発生し、ごみ焼却処理に支障をきたしているため、早急に修繕を行う必要がある。 本修繕を実施するにあたっては、特殊な構造で構成されていることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
9	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部クリーンセンター2号炉竖煙道閉塞部緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機グリーンテック株式会社	令和6年8月29日		1,914,000	令和6年8月29日	令和6年9月27日	2号竖煙道閉塞部緊急修繕 一式 ・閉塞部修繕(スラグ解体、除去及び原因調査)	・第2号、第5号 ・本修繕は、2号溶融炉から排出される熔融スラグが竖煙道内で固化堆積による閉塞が発生し、2号炉系統のごみ処理ができないため、運転管理に支障をきたしているため、早急に修繕を行う必要がある。 本修繕を実施するにあたっては、特殊な構造で構成されていることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、発生原因の究明を行うとともに迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事130万円超、コンサル50万円超、物品80万円超、修繕50万円超、委託50万円超、賃貸借40万円超）

◎ 表の見方

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。
契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。
履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。
業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

番号	業種 区分	種類	発注担当室	件 名	場所	受注者名	契約日	変更契約日	契約金額 (変更の場合は変更後の契約金額) (税込)	履行期間(自)	履行期間(至)	工事等の概要 (変更の場合は、変更理由・変更概要)	随意契約理由 ・根拠法令(適用条項) ・具体的理由	備考 (単価契約の場合は、 単位・予定数量)
10	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター1F電気室 エアコン室外機緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	ダイキン工業株式会社 サービス本部中部サービス部	令和6年9月2日		1,375,000	令和6年9月2日	令和6年10月1日	1F電気室エアコン室外機修繕 一式 ・圧縮機ほか部品交換	・第2号、第5号 ・本修繕は、1F電気室エアコン室外機の故障により、同電気室のエアコンが使用不能のため、盛夏の時期に室温・湿度が上昇しており、電気設備の放熱で火災や電線ケーブル、変圧器などの絶縁劣化が起きる可能性があり、早急に修繕を行う必要がある。 本修繕を実施するにあたっては、製造メーカー独自の特殊な構造であることから、対象機器の構造やシステム動作条件等を熟知していることが必要であり、専門技術者の配置と専門部品の迅速な調達が可能であるため。	
11	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンターNo.1計装用空気圧縮機ほか緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	株式会社三重日立	令和6年9月26日		2,453,000	令和6年9月26日	令和6年11月25日	空気圧縮機部品交換修繕 一式 ・計装用空気圧縮機×2台 ・雑用空気圧縮機×1台	・第2号、第5号 ・本修繕は、空気圧縮機3台の圧力調整弁等の不良により、正常な運用が不能のため、早急に修繕を行う必要がある。 本修繕を実施するにあたっては、製造メーカー独自の特殊な構造であることから、対象機器の構造やシステム動作条件等を熟知していることが必要であり、専門技術者の配置と専門部品の迅速な調達が可能であるため。	
12	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部ストックヤード警備保安業務委託	名張市 青蓮寺 地内	三重総合警備保障株式会社	令和6年4月1日		51,480	令和6年4月1日	令和9年3月31日	伊賀南部ストックヤードの施設機械警備 一式	・第1号 ・名張市または伊賀市に営業所等を有し、施設の警備異常時に迅速な対応を図ることが可能な業者であるため。	長期継続契約 (3年間) (総額)
13	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務委託	伊賀市 奥鹿野 地内	一般財団法人中部電気保安協会 伊賀営業所	令和6年4月1日		1,227,600	令和6年4月1日	令和9年3月31日	伊賀南部クリーンセンターにおける受変電設備の保安管理業務 一式	・第2号 ・電気事業法に定める技術基準に適合する点検及び検査や漏電等における遠隔監視や緊急時に遅延なく施設に到着し対応するなどの保安管理業務が必要とされ、これらを満たす電気保安法人の中では当該事業者しか該当せず、365日24時間切れ目なく遂行することが可能であるため。	長期継続契約 (3年間) (年額)
14	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター施設運転管理及び展開検査業務委託	伊賀市 奥鹿野 地内	三機グリーンテック株式会社	令和6年4月1日		262,020,000	令和6年4月1日	令和7年3月31日	ごみ焼却及びリサイクル施設運転管理業務 一式 不燃・粗大ごみ展開検査 一式	・第2号 ・本業務は、伊賀南部クリーンセンターのごみ焼却施設やリサイクル施設の運転操作・保守点検整備等の運転管理及び不燃・粗大ごみ展開検査の業務を委託するもので、当ごみ焼却施設の燃焼制御方式及び溶融炉等の主要な装置には、設計施工したプラントメーカー(三機工業㈱)の特許技術が採用されています。 本業務の履行にあたっては、各処理設備は、システム構成上相互に緊密に関連を有しており、その性能を最大限発揮させ、ダイオキシン類の排出規制等を遵守し、適正かつ安全な運転管理を継続的に行うことが求められます。そのためには、施設の構造・システム等を熟知し、設計施工の技術ノウハウが確実に運転管理に反映されることが最も重要であり、施設の運転調整、機器改良等プラントメーカーとの緻密な連携の確保且つ緊急時の迅速な対応ができるため。	
15	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部浄化センター汚泥の収集運搬単価契約	名張市 薦生 地内	名張環境事業協業組合	令和6年5月24日		18	令和6年5月24日	令和6年10月31日	伊賀南部浄化センターに残留する汚泥 1kg当りの収集運搬業務契約	・第2号 ・伊賀南部浄化センターの運転停止に伴い、施設内処理水槽に残留する汚泥の外部処理を行う必要があるため、処理水槽より汚泥吸引、運搬し外部処理を行う業務ですが、汚泥の収集運搬業務委託については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、汚泥の吸引場所と同じ市から汚泥の収集運搬業の許可を受けた者により行う必要があるため。	単価契約 (1kg当たり)

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事130万円超、コンサル50万円超、物品80万円超、修繕50万円超、委託50万円超、賃貸借40万円超）

◎ 表の見方

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。
契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。
履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。
業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

番号	業種 区分	種類	発注担当室	件 名	場所	受注者名	契約日	変更契約日	契約金額 (変更の場合は変更後の契約金額) (税込)	履行期間(自)	履行期間(至)	工事等の概要 (変更の場合は、変更理由・変更概要)	随意契約理由 ・根拠法令(適用条項) ・具体的理由	備考 (単価契約の場合は、 単位・予定数量)
16	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部浄化センター各貯留槽等の 清掃及び槽内沈砂汚泥運搬単価契約	名張市 薦生 地内	名張環境事業協業組合	令和6年8月14日		36,300	令和6年8月14日	令和7年3月31日	伊賀南部浄化センターの槽清掃により発生する沈砂汚泥の運搬及び槽清掃 1t当りの処理単価契約	・第2号 ・伊賀南部浄化センターの解体撤去を予定しているため、施設内各処理水槽内に残留する沈砂汚泥のほか槽内清掃に伴い発生する汚泥の外部処理を行う必要があるため、処理水槽より強力吸引車を使用しての槽内汚泥の吸引、運搬及び外部処理を行う業務とともに槽内清掃を行います。沈砂汚泥の収集運搬業務委託については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、汚泥の吸引場所と同じ市から汚泥の収集運搬業の許可を受けた者により行う必要があるため。	単価契約 (1t当たり)
17	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部浄化センター沈砂汚泥の処理 単価契約	名張市 薦生 地内	三重中央開発株式会社	令和6年8月14日		33,000	令和6年8月14日	令和7年3月31日	伊賀南部浄化センターの槽清掃により発生する沈砂汚泥 1t当りの処理単価契約	・第2号 ・伊賀南部浄化センター内の槽内清掃による沈砂汚泥については、槽内の沈砂汚泥のほか槽内の沈砂や浮遊物等の処理を必要とします。性状として爽雑物(汚泥以外のごみ)が多く堆肥化ができず、適正処理を行うためには性状により混練造粒処理又は埋立処理を必要とします。一般廃棄物は発生する同市内での処理が原則となりますが、名張市内に一般廃棄物の埋立処理施設がありません。なお、三重県内でも三重中央開発株式会社が唯一汚泥の混練造粒処理も含めた適正処理が行える埋立設備を有し、また別途契約する当該汚泥の運搬業務にも近距離のため経費面で有利となること、さらには当該汚泥処理については伊賀市との搬入協議を終えていることもあり、結果として当業務を遂行できる業者が三重中央開発株式会社1者のみとなるため。	単価契約 (1t当たり)
18	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	使用済み乾電池等及び蛍光管類の 処理・処分委託	伊賀市 奥鹿野 地内	野村興産株式会社 関西営業所	令和6年9月6日		6,270,000	令和6年9月6日	令和7年3月31日	資源で回収した乾電池や蛍光管の処理・処分委託	・第2号 ・使用済み乾電池や蛍光管類の処理・処分に際しては、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第17条により水銀使用製品の適正回収処理が定義されており、処理対象物は水銀含有のため特別管理一般廃棄物となります。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項第14条の規定に基づき処分の再委託が禁止されていることから、中間処理から最終処分までを一貫して同一業者で行う必要があります。今回、入札参加資格者名簿に登録されている事業者では、水銀の処理を含め最終処分までの許可を有する事業者が野村興産株式会社のみであるため。	複数単価契約